

駒ヶ根民報

No.1378

2017.03.19

日本共産党

駒ヶ根市委員会

TEL 83-2969

3月議会一般質問

竹村ほまれ議員

- ① 子ども・障がい者等の医療費窓口無料化の実現を
- ② 就学援助制度の充実を
- ③ コンパクトシティを目指す立地適正化計画、地域は

日一日と暖かくなる陽気に、春の訪れを肌で感じる良い季節となりました。*。*。*

今号は3月議会一般質問「竹村ほまれ議員」の質問を紹介します。

医療費窓口無料化実現は

質問 全国の多くの自治体で窓口無料化が実現しており、国も子どもの医療費を現物支給している自治体に未就学児までを対象とする国保の減額調整措置ペナルティの一部廃止をする見直しがありました。県も現物給付化に向け検討会が行われているが、この間の経過から、制度前進実現の市長の見解は。



現物給付に導入に向け検討

市長 現在、県と市町村の代表により長野県福祉医療費給付事業検討会が始まっている。この検討結果を踏まえ、現物給付導入に向け検討をしていく。

完全無料化の見解は

質問 窓口無料化は、障がい者も含め、県や市町村が助成している福祉医療給付範囲全体を対象にし、1レシート当たり、最大500円の受給者負担金のあり方を無くし、完全無料化を図ることが、経済的心配をしないで医療を受けられる機会を行政が保障するものと考えますが、見解は。

国や県の動向を踏まえる

市長 現物給付を、子どもの範囲を現在の中학생まで広げることが完全無料化や障がい者等迄範囲を広げるかは今後の課題、国の制度や県の検討会の動向を踏まえて決定をしていく。

就学援助の支給条件は

質問 就学援助制度は、経済的理由によつて就学困難な児童及び生徒に、援助を洩れなく届け、要件を満たせば、誰でも気楽に利用できる、手続きが分かり安くなければならぬが、当市の要件と支給額、周知方法、申請手続きや支給時期等はこの様か。

支給時期は7月、2月に

市長 生活保護法に規定する要保護、及び要保護者に準じる準要保護者に支給。年間支給額は小学生で4万6千円〜8万円、中学生で6万3千円〜13万円。4月中旬に全ての保護者へ周知。6月以降認定審査を行い、支給は年2回に分けて、前期分7月、後期分2月に支給を行う。修学旅行費は、中学生は前期に、小学生は後期に支給している。

入学準備金の先行支給を

質問 就学援助を必要とする家庭にとっては、入学時期に纏まつたお金を工面することは容易なことではない。当市の支給時期は前期7月だが、これでは入学準備に間に合わない。必要とする家庭に必要な時に支給される様に入学金準備金を入学前の2月や3月に支給出来ないか。修学旅行費支給も援助時期の工夫を。

平成30年度実施に向けて

市長 平成30年度の新入生から前倒し支給の実施に向けて、課題等の研究を行っていく。修学旅行についても一緒に研究していく。

コンパクトシティ化を図る

立地適正化計画の考え方は

質問 都市機能の集約化を図るコンパクトシティ計画が全国各地で検討されており、各地に同じような集積都市がつくられ、限られた生活拠点、商業拠点と子育て区域、それから代表的な観光拠点を繋ぐネットワークに置き、駒ヶ根らしさを創造することが出来ない都市の誕生に思われるが、当市の立地適正化計画の考え方は。

居住の集積や

都市機能の誘導を図る

市長 急速な人口減少や高齢化の進行の課題に対応するため、国はコンパクトシティ形成に向けた法的枠組みを整備した。当市も地域交流センターや山岳観光関連商品やお土産を扱う商業施設、観光交流センター等も必要と考え、これらを実現する方策として立地適正化計画を策定した。

目標年度を平成45年と定めコンパクトシティの形成に向け、当市の都市構造の課題を整備したうえで、居住の集積や都市機能の誘導を行ってきたい。

区域外の空洞化の心配

質問 国による支援制度や税制上の特例措置に乗っかって、拠点

となる地域での開発が不要不急の開発となり財政的にも大変となり、周辺の行政サービス低下と住民自治の後退が危惧されるが、計画により区域外の公共設備、施設等の扱われ方が低下し、空洞化を促進する懸念があるが、どの様に考えているか。

本当に必要な施設に限定

総務部長 具体的な誘導施設としては1000㎡を超え且つホール機能を有する商業施設、延べ床面積が500㎡以上の地域交流センター、子育て支援センター併設の保育園、山岳観光商品土産品を取り扱う商業施設、観光などを行う観光交流センター(この5つに限定したいと考えている。これらの施設以外については従来通りの取り扱いとなるので、誘導区域以外に於いて急激な空洞化が進むような事態には至らないと考える。

公共交通体系は

質問 立地適正化計画に伴う、公共交通体系の考え方が、区域外の公共交通の展望はどの様に考えているか。

これまでと変わらない

総務部長 立地適正化計画に於いては誘導区域や誘導区域外という設定はされているが、これらを整備する公共交通については地域公共交通網形成計画に準拠しており、基本的にはこれまでと変わらない。